

静岡県立大学名誉博士号授与規程

平成19年4月1日 規程第31号

(趣旨)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）は、この規程の定めるところにより、静岡県立大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号を授与することができる。

(授与の要件)

第2条 名誉博士の称号は、本学の学術文化の発展に多大な貢献をした外国人に授与する。

(候補者の推薦)

第3条 本学の教育研究審議会は、前条に該当する者があると認めるときは、学長に推薦することができる。

2 学長は、前項の推薦があったときは、静岡県立大学大学院協議会の意見を聞いた上、教育研究審議会に付するものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉博士の称号は、教育研究審議会の議を経て学長がこれを授与する。

(称号証書の様式)

第5条 名誉博士の称号証書の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記

名博第	号
	職名又は国籍
	氏 名
あなたは本学の学術文化の発展に多大な貢献をしたので静岡県立 大学名誉博士の称号を授与する	
年 月 日	
静岡県立大学	

備考 授与に当たっては、必要に応じて被授与者の母国語による訳文を添付するものとする。